

住居喪失者の支援に関する要望

[1]年末年始の東京都による一時宿泊場所確保に関連する要望

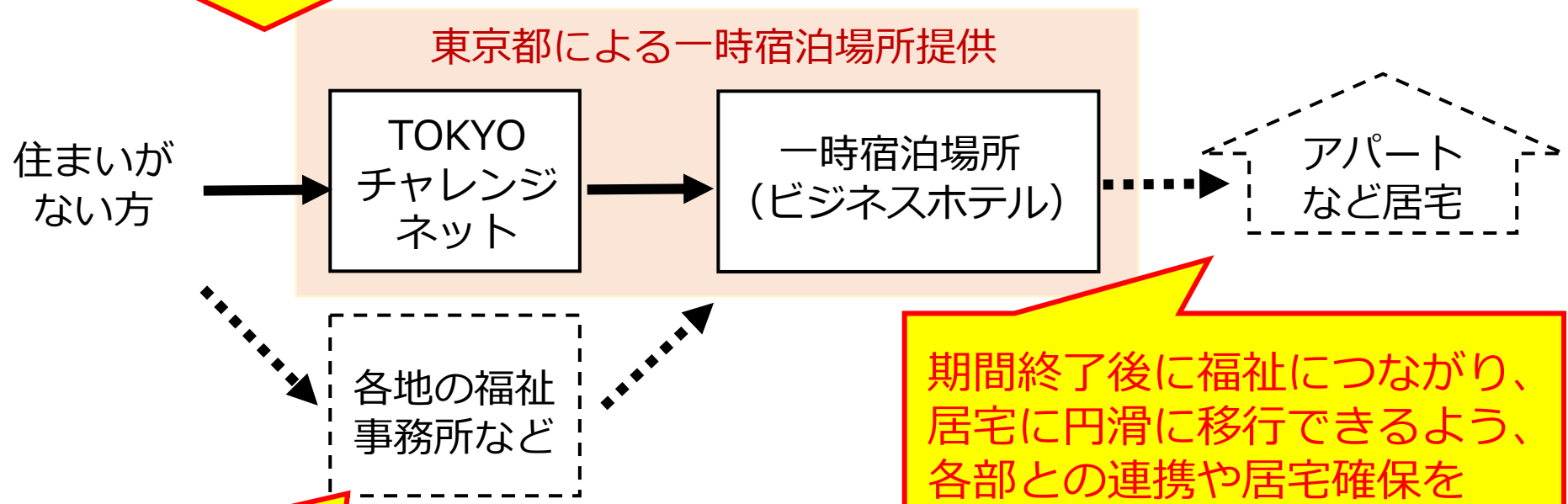
[2]住居喪失者への一般的な支援に関する要望

◆賛同団体：

一般社団法人あじいる、一般社団法人つくろい東京ファンド、
一般社団法人反貧困ネットワーク、新型コロナ災害緊急アクション、
特定非営利活動法人TENOHASI、NPO法人ビッグイシュー基金、
有限会社ビッグイシュー日本、認定NPO法人世界の医療団、
社会慈業委員会ひとさじの会、四ツ谷おにぎり仲間、年越し支援・コロナ被害相談村、
ホームレス総合相談ネットワーク /呼びかけ：北畠拓也

[1]年末年始の東京都による一時宿泊場所確保に関連する要望

わかりやすく、積極的な広報を
(TV、ウェブ、SNS、ネットカフェ等での掲示、
求人サイト等への掲載など)



期間終了後に福祉につながり、
居宅に円滑に移行できるように、
各部との連携や居宅確保を

- ・今いる場所の近くから利用の申し込みができるように
- ・年末年始も生活保護申請ができるように

[2]住居喪失者への一般的な支援に関する要望

より根本的に、住まいのセーフティネットの脆弱な部分を改善する必要があります

(1) 一時的な宿泊場所の確保

- ・ 年末年始に限らず、プライバシーが保たれ、感染対策が取れる一時的な宿泊場所が必要
- ・ 住まいがない方が発熱・コロナ感染した場合の滞在場所が必要
(自宅で待機ができない場合、安全な居場所がない空白の時間が生じます)

(2) 住まいがない方が生活保護申請した際の、 各自治体での対応格差を是正する必要があります

- ・ 「現在地保護」の徹底
- ・ 所持金がない方への法外貸付の標準化
- ・ 本人が希望しない場合、扶養照会を行なわない運用の徹底
- ・ 個室の利用を積極的に促すこと。そのための自治体の取り組みを支援すること。
(※例えば、一時生活支援事業によるアパート借上げ、居宅生活移行緊急支援事業など)

[2]住居喪失者への一般的な支援に関する要望

より根本的に、住まいのセーフティネットの脆弱な部分を改善する必要があります

(3) 住まいへのアクセスを確保する必要があります

- ・生活保護利用者へ「居宅保護の原則」が徹底されるよう、公営住宅の活用など、利用できる住まいを確保し、各自治体への支援やノウハウの水平展開を行なうこと
- ・生活保護利用に限らず、生活困窮者が利用できる居宅を確保すること

(4) これらを実現するために、速やかに実態調査を行なう必要があります

- ・住まいがない方の福祉を利用した際に、どれだけ居宅保護が実現できているかなど、実態の調査の実施と統計的な結果を公開すること
(調査項目の例：住まいがない方からの相談件数、申請件数、保護決定件数、移行先の居住形態、居宅への移行実績、失踪数など)
- ・生活保護利用者が斡旋される施設の、立ち入り調査などより詳細な実態把握